

管理番号 No.

訪問看護重要事項説明書
訪問看護契約書
個人情報使用同意書

ご利用者様名： _____ **様**

事業所名： **判田訪問看護ステーション きらら**

訪問看護サービス 重要事項説明書

訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

法人名	医療法人社団 親和会
代表者氏名	理事長 衛藤 龍
所在地 (連絡先及び電話番号等)	大分県大分市大字上判田 3433 番地 TEL 097-597-0093 FAX 097-597-6231
法人設立年月	昭和 43 年 3 月

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	判田訪問看護ステーション きらら
介護保険指定 事業所番号	4460191036
事業所所在地	大分県大分市大字中判田 1419 番地・2
連絡先	(連絡先電話番号) 097-597-0255 (連絡先 FAX 番号) 097-597-0254
事業所の通常の 事業の実施地域	大分市 豊後大野市 由布市 臼杵市 別府市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	主治医より訪問看護及び介護予防訪問看護(以下「訪問看護」とします)が必要と判断されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的とします。
運営の方針	1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければなりません。 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければなりません。 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければなりません。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月、火、水、木、金（土曜日は計画日）（祝日、12/30～1/3を除く）
サービス提供時間	8：30～17：30

(4) 事業所の職員体制

管理者	看護師 柿内 潮
-----	----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	常勤 5名
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	訪問看護計画に基づき、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問します。	常勤 0名 非常勤 0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。具体的な訪問看護の内容</p> <p>(精神的ケア)</p> <p>日常生活の維持／生活技能の獲得・拡大、対人関係の維持・構築、家族関係の調整、精神症状の悪化や増悪を防ぐ、身体症状の発症や進行を防ぐ、ケアの連携、社会資源の活用、対象者のエンパワーメント</p> <p>(身体的ケア)</p> <p>・病状の観察 服薬の状況の確認・管理 不安の聞き取り 御家族との情報交換 清拭、洗髪等による清潔の保持 食事 及び排泄等、日常生活の世話 褥瘡予防 療養生活や介護方法の指導 その他の医師の指示による医療処理</p>

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭(利用料金の徴収を除く)、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) その他

- ① 看護師は容態の急変などの緊急対応を行っておりますので、サービス提供時間の変更をお願いすることがあります。また車両での移動のため、交通事情等によりサービス提供時間に10～15分程度の差異が生じる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ② 感染予防として、ケア提供の前後に手洗い場の使用についての許可をお願いします。
- ③ 利用者の自宅で訪問看護サービスを提供する水道、電気等の費用は利用者のご負担となることをご了承ください。
- ④ ケアを円滑に提供できるよう、ペットをケージ内か他の部屋への移動をお願いします。
- ⑤ 飲酒により、判断力の低下やケアを受けることが困難と判断した場合は、その日の訪問は安否確認のみで終了とします。
- ⑥ 利用者・家族による暴言・暴力行為、セクシャルハラスメント行為を受けた場合、著しい不信行為と判断し契約を解除する場合があります。

(4) 各訪問看護 利用料

1.医療保険

医療保険での利用料は下記の健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等負担割合（1割～3割）により請求させていただきます。※注 利用者1人につき週3日を限度としての利用となります。但し厚生労働大臣が定める疾病等、悪性腫瘍の終末期、病状の悪化・退院直後にて主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合は、週4日以上の利用が可能です。

① 精神医療

			精神科訪問看護基本療養費Ⅰ							
			料金	1割	2割	3割				
保険師、 看護師、 又は作 業療法 士による 場合	週3日まで	30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円				
		30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円				
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円				
		30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円				
准看護 師による 場合	週3日まで	30分未満	3,870円	390円	770円	1,160円				
		30分以上	5,050円	510円	1,010円	1,520円				
	週4日目以降	30分未満	4,720円	470円	940円	1,420円				
		30分以上	6,050円	610円	1,210円	1,820円				
			精神科訪問看護基本療養費Ⅲ							
			同一日に2名				同一日に3名以上			
			料金	1割	2割	3割	料金	1割	2割	3割
保険師、 看護師、 又は作 業療法 士による 場合	週3日まで	30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円	2,130円	210円	430円	640円
		30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円	2,780円	280円	560円	830円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	2,550円	260円	510円	770円
		30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円	3,280円	330円	660円	980円
准看護 師による 場合	週3日まで	30分未満	3,870円	390円	770円	1,160円	1,940円	190円	390円	580円
		30分以上	5,050円	510円	1,010円	1,520円	2,530円	250円	510円	760円
	週4日目以降	30分未満	4,720円	470円	940円	1,420円	2,360円	240円	470円	710円
		30分以上	6,050円	610円	1,210円	1,820円	3,030円	300円	610円	910円
入院中に1回 厚生労働大臣が定める疾患等は 入院中に2回			精神科訪問看護基本療養費Ⅳ							
			料金	1割	2割	3割				
看護師、保健師、作業療法士 准看護師			8,500円	850円	1,700円	2,550円				

加算・自費について

加算名称		利用料	1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費（月の初日）		7,670円	770円	1,530円	2,300円	
訪問看護管理療養費1（2日目以降）		3,000円	300円	600円	900円	
緊急訪問加算 月14日目まで		2,650円	270円	530円	800円	
月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円	
精神科複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円	
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
長時間精神科訪問看護加算（90分超） 1日/週		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
複数名 精神科 訪問看護 加算 （30分未満の 場合を除く）	看護師 2人以下	1日に1回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日に2回	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		1日に3回以上	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	看護師と 准看護師	1日に1回	3,800円	380円	760円	1,140円
		1日に2回	7,600円	760円	1,520円	2,280円
		1日に3回以上	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
	看護師と看護補助者もしくは精神保健福祉士が同行 週1回		3,000円	300円	600円	900円
	訪問看護医療 DX 情報活用加算（月1回）		50円	10円	10円	20円
	訪問看護ベースアップ評価料（1）（月1回）		780円	70円	150円	230円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円	
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円	
24時間対応体制加算（月1回）		6,800円	680円	1,360円	2,040円	
夜間早朝訪問看護加算	18:00～22:00	2,100円	210円	420円	630円	
	06:00～08:00	2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算	22:00～06:00	4,200円	420円	840円	1,260円	

自費名称	利用料	
時間外・休日料金	2,000円	
1時間30分を超えた場合の延長料金	2,000円	
交通費	片道8km未満	110円
	片道8km以上	220円
死後の処置料（エンゼルケア）	15,000円	
衛生材料（利用者・家族が希望し訪問看護で準備した場合）	実費	

<制度の利用について>

公費負担医療費制度、特定疾患医療費助成制度、心身障害者医療費助成金制度、自立支援医療受給者証、乳児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成の利用ができます。

（重度心身障害者医療費受給者証の提示をお願いします）

高額療養費制度が利用できます。（「限度額適用認定証」「限度額適応・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は提示をお願いします）

制度の利用についてご不明な点等がありましたら、ご相談をお願いいたします。

② 精神以外

【訪問看護・医療保険料金表】					
(訪問看護)__利用料金(1回につき)【】内は准看護師が行った場合					
		料金	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ (看護師等:週3日まで)		5,550円 【5,050円】	560円 【510円】	1,110円 【1,010円】	1,670円 【1,520円】
基本療養費Ⅰ (看護師等:週4日以降)		6,550円 【6,050円】	670円 【610円】	1,310円 【1,210円】	6,550円 【1,970円】
基本療養費Ⅱ (同一建物住居者で同一日に2人訪問した場合)	看護師等: 週3日まで	5,550円 【5,050円】	560円 【510円】	1,110円 【1,010円】	1,670円 【1,520円】
	看護師等: 週4日以降	6,550円 【6,050円】	670円 【610円】	1,310円 【1,210円】	6,550円 【1,970円】
基本療養費Ⅱ (同一建物住居者で同一日に3人以上訪問した場合)	看護師等: 週3日まで	2,780円 【2,530円】	280円 【250円】	560円 【510円】	830円 【760円】
	看護師等: 週4日以降	3,280円 【3,030円】	330円 【300円】	660円 【610円】	980円 【910円】
基本療養費Ⅲ		8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしているものに対し、その者の主治医から交付を受け訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金		

加算・自費について

加算名称		利用料	1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費 (月の初日)		7,670円	770円	1,530円	2,300円	
訪問看護管理療養費1(2日目以降)		3,000円	300円	600円	900円	
緊急訪問加算 月14日目まで		2,650円	270円	530円	800円	
月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円	
難病等複数回訪問看護加算	2回/1日	4,500円	450円	900円	1,350円	
	3回以上/1日	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
長時間訪問看護加算(90分超)		1日/週	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名 訪問看護 加算	看護師2人以下	1日に1回	4,500円	450円	900円	1,350円
	看護師と 准看護師	1日に1回	3,800円	380円	760円	1,140円
		1日に2回	3,000円	300円	600円	900円
	看護師と 看護補助者	1日に2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
1日に3回以上		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		50円	10円	10円	20円	
訪問看護ベースアップ評価料(1)(月1回)		780円	70円	150円	230円	
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円	
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円	

加算名称	利用料	1割	2割	3割
24時間対応体制加算（月1回）	6,800円	680円	1,360円	2,040円
夜間早朝訪問看護加算 18:00～22:00	2,100円	210円	420円	630円
06:00～08:00	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 22:00～06:00	4,200円	420円	840円	1,260円

自費名称	利用料
時間外・休日料金	2,000円
1時間30分を超えた場合の延長料金	2,000円
交通費 片道8km未満	110円
片道8km以上	220円
死後の処置料(エンゼルケア)	15,000円
衛生材料(利用者・家族が希望し訪問看護で準備した場合)	実費

<制度の利用について>

公費負担医療費制度、特定疾患医療費助成制度、心身障害者医療費助成金制度、自立支援医療受給者証、乳児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成の利用ができます。

（重度心身障害者医療費受給者証の提示をお願いします）

高額療養費制度が利用できます。（「限度額適用認定証」「限度額適応・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は提示をお願いします）

制度の利用についてご不明な点等がありましたら、ご相談をお願いいたします。

3.介護保険

①訪問看護費

介護保険	単位数
20分未満	314
30分未満	471
30分以上1時間未満	823
1時間以上1時間30分未満	1,128
理学・作業療法士、言語聴覚士（20分以上） ※週6回を限度とする	294

※早朝夜間・深夜加算（25%・50%増）

②介護予防訪問看護費

介護保険	単位数
20分未満	303
30分未満	451
30分以上1時間未満	794
1時間以上1時間30分未満	1,090
理学・作業療法士、言語聴覚士（20分以上） ※週6回を限度とする	284

※早朝夜間・深夜加算（25%・50%増）

加算と自費について

加算名称	単位数
初回加算（Ⅰ）	350
初回加算（Ⅱ）	300
緊急時訪問看護加算	600
複数名訪問看護加算(1回につき)30分未満 (複数の看護師) 30分以上	254 402
複数名訪問看護加算(1回につき)30分未満 (看護補助者) 30分以上	201 317
長時間訪問看護加算	300
退院時共同指導加算	600
特別管理加算Ⅰ(1回/月)	500
特別管理加算Ⅱ(1回/月)	250

自費	料金
死後の処置料（エンゼルケア）	¥15,000
衛生材料（利用者・家族が希望し 訪問看護で準備した場合）	実費

<介護保険から医療保険への適用保険の変更>

以下の場合、自動的に適用保険が介護保険から医療保険に変更となります

- 1) 厚生労働大臣の定める疾病等の場合
- 2) 病状の悪化、終末期、退院直後にて特別看護指示書が交付された場合

<制度の利用について>

高額療養費制度が利用できます。（「限度額適用認定証」「限度額適応・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は提示をお願いします）

制度の利用についてご不明な点等がありましたら、ご相談をお願いいたします。

4 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

※留意事項

サービスの利用を中止する場合、又は利用予定日時の変更等を希望される場合は、速やかに下記までご連絡ください

連絡先：097-597-0255 判田訪問看護ステーション きらら

5 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

〈主治医連絡先〉

医療機関名および所在地	
主治医氏名	
電話番号	

〈ご家族連絡先〉

氏名	(続柄:)
住所	
電話番号	

6 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

8 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

9 サービス提供の記録

- ① 本人から請求があった場合、保有する情報について希望する方法で開示します。

- ② 家族あるいは第三者への個人情報の提供は、あらかじめ本人に対象者を確認し同意を得ます。但し、意識不明や認知症などの合理的判断ができない場合、未成年のため開示内容の意味を理解する判断能力に欠けている場合などは、本人の同意を得ないで提供する場合があります。
- ③ 開示した情報に誤りがあり、訂正、追加、削除が妥当と判断した場合は、訂正などを行いその内容を通知します。訂正しない場合は、その理由を通知します。
- ④ 自己情報についての利用、又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じます。但し、裁判所及び令状に基づく権限の行使によるもので義務の履行をするために必要な場合は、この限りではありません。
- ⑤ 開示により、医療、看護、介護上の支障が生じ本人、第三者の著しい不利益をもたらす恐れがある場合は開示を拒む場合があります。

1 0 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 1 サービス提供に関する相談、苦情について

- ① 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- ③ 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 判田訪問看護ステーション きらら	所在地 大分県大分市大字中判田 1419 番地の 2 管理者 柿内 潮 電話番号 097-597-0255 FAX 097-597-0254 受付時間 8：30～17：30（日曜祝日、12/30～1/3を除く）
大分市長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町 2 番 31 号 電話番号 097-534-6111 FAX 097-534-6226 受付時間 8:30～17:15(土曜日曜祝日、12/29～1/3を除く)
大分県国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町 2 丁目 3 番 12 号 電話番号 097-534-8470 受付時間 8:30～17:00(土曜日曜祝日、12/29～1/3を除く)

1 2 事故発生時の対応

- ① 訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者を担当している居宅介護支援事業者等に対して、連絡いたします。
- ② 訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当ステーションの規程により速やかに損害賠償を行います。
- ③ 発生した事故の原因を解明し再発防止を防ぐための対策を講じます。

1 3 お支払い方法

- ① 金融機関での引き落とし(3か月毎：2月、5月、8月、11月)

- ② 金融機関での振り込み
- ③ 現金での支払い（事業所までお持ちください）

14 キャンセルについて

① 連絡がない急なキャンセルの場合は、キャンセル料として基本的に以下の料金をいただきます。なお、容体の急変など、やむ得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要となります。また、その他の事情については相談に応じます。

◎サービス利用時の前日まで 利用者負担なし ◎サービス利用時の当日 利用料の100%

訪問看護契約書

_____様（以下、「利用者」といいます）と、医療法人社団 親和会の営む判田訪問看護ステーション きらら（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の7日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合、その居宅サービス計画(ケアプラン)の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護事業者への連絡調整などの援助を行います。
6. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条（主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条（訪問看護サービスの内容）

1. 事業者は、【契約者別紙】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明を行います。
2. 利用者およびその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者およびその家族の同意をもって、新たな訪問看護のサービス内容とします。

第6条 （サービス提供の記録）

1. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録を訪問看護カルテに入力し、この契約の終了後も5年間保管します。

第7条 （料金）

1. 事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月10日頃までに利用者へ送付します。
2. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月20日までに事業者の指定する方法で支払います。
3. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

第8条 （料金の変更）

1. 事業者は関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対して速やかに変更の時期、及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。
2. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

第9条 （契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間以上の予告期間において文書で通知をすることで、この契約の解約ができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約の解約ができます。
2. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 第2条の規定により事前に更新の合意が成されないまま契約の有効期間が満了した時
 - ② 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ③ 事業者が守秘義務に反した場合
 - ④ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ⑤ 事業者が破産した場合
3. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができます。
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、1ヶ月以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院し、退所または退院の見込みがない場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

第10条 （訪問看護師の交替）

1. 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選し、利用者およびその家族に連絡します。

第11条 （サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。

第12条（秘密保持）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報や、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医及び家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第14条（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第15条（身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第16条（協議義務）

利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第17条（連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第18条（相談・苦情対応）

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合は、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第19条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第20条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

個人情報保護方針

当ステーションは、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員並び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報保護の保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

2. 個人情報の安全対策

個人情報へのアクセス、個人情報の紛失、破損、改ざん、及び漏洩等に関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報の確認・訂正・利用停止

当該本人（利用者）等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、別に定める内部規則により、調査のうえ適切に対応します。

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

5. 教育及び継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

6. 診療情報の提供・提示

診療情報の提供・提示に関しては、別に定めます。

7. 問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者または個人情報保護相談窓口をご利用ください。

令和3年4月1日
医療法人社団 親和会（代表者）
判田訪問看護ステーション きらら管理者

個人情報の利用目的

判田訪問看護ステーションきららでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[訪問看護ステーション内部での利用目的]

- ・当ステーションが利用者等に提供するサービス
- ・医療・介護保険事務
- ・サービスの利用者に係る当ステーションの管理運営業務のうち
 - 利用・中止等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者のサービス向上

[他の事業所等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当ステーションが利用者等に提供するサービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・医療・介護保険業務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当ステーションの内部での利用に係る利用目的]

- ・当ステーションの管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当ステーションにおいて行われる事例研究
 - 当ステーションにおいて行われる学生の実習への協力

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当ステーションの管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

